

令和元年度第2回多治見市学校給食アレルギー対応検討委員会議事録

○日時 令和元年 12 月 6 日（金） 19：00～19：50

○場所 多治見市役所駅北庁舎 4階第3会議室

○委員出欠席 出席委員 9名 中川委員、加藤佳委員、伊藤委員、松原委員、富澤委員、
加藤茂委員、中村委員、成瀬委員、続木委員
事務局出席者 6名 教育長、教育総務課長、教育推進課職員1名
教育総務課 職員3名

○会議次第

1. 開会のことば（教育総務課長）

2. 教育長あいさつ

3. 資料等の説明

資料の確認

本日のレジュメ

資料1 多治見市教育委員会からのお知らせ

資料2－1 食物アレルギーのあるお子さんの保護者の皆様へ

資料2－2 別紙

4. 議 事

（委員長）

それでは、令和元年度第2回学校給食食物アレルギー対応検討委員会の議事に入る。議事が円滑に進行するよう皆様のご協力を願う。本日の会議は全委員11名中2名の欠席があり、9名の出席。多治見市情報公開条例により本委員会では全面公開となる。では議題の一つ目、学校給食における完全除去の特例について事務局よりご説明願う。

（事務局）

完全除去対応の特例について、これまでの経緯も含めて説明する。本市では来年度から学校給食における除去食対応をさらに展開するため、準備をすすめているところ。学校において、食物アレルギーのある児童生徒にどのように給食を提供するかということを検討する中、あいまいな取扱いでは事故を誘発する可能性があるということで、文部科学省が示す指針に沿って完全除去の考え方を取り入れることがふさわしいと判断し、対応を検討した。検討結果をもとに作成したのが資料1である。例えば、卵アレルギーを持つお子さんには、給食において卵を含む料理は提供しないという取扱いに関して原理原則を示したものの。この文書の配付後、教育委員会への保護者からの直接の問い合わせがあった。また、アレルギーに関する専門的な知見をお持ちの医師らから様々なアドバイスをいただいた。原理原則を採用することで、これまである程度給食を食べられていた児童生徒も、給食が食べられな

くなるということも踏まえ、ほかの自治体の事例も参考にしつつ、基準を別のところに移し、医師が認めれば、給食を食べることができるという基準を設けてはどうかと検討した。

結果、私どもが原案として考えているのが、資料 2-2 にもとづいてご説明すると、卵と乳について、医師の診断に基づく特例措置を設ける。

卵アレルギーのお子さんには、卵料理を提供しないことを原則としつつ、ただし、学校生活管理指導表を医師の診断の上、提出していただき、「加熱卵で 1 個食べられます」という医師の診断が明記されていれば、その児童生徒には卵料理を提供する。マヨネーズについても、食べられることが明記されていれば、提供することを原則の特例として認めるというもの。

この場合も卵料理を一口、半分など量の調節をする対応はしない。提供するかしないかの 2 択ということになる。

乳アレルギーについても、牛乳を 200m l 飲むことができることが明記されていれば、パンを含めた乳製品を含めた料理を提供する。パンにも乳が含まれているので、200m l 飲めない場合でも、年齢に応じて市販の食パンをどの程度食べられるかを医師に明記していただき、その条件であればパンのみ提供するという方法をとりたいと考えている。いずれの場合も牛乳パックをお茶パックに代替したうえでの対応とする。なお、小麦、えびについては、資料 1 でお示しした原理原則どおり、対応したいと考えている。

今回の特例措置の作成にあたっては、中村委員をはじめ、専門的な知見をお持ちの医師にアドバイスをいただいた上で、作成している。

(委員長)

ただいまの事務局の説明にご質問はないか。

(質問なし)

(委員長)

それでは今までの説明を踏まえて、多治見市学校給食における今後のアレルギー対応についてご感想を順番に伺う。

(委員)

現在の学校の状況は、いったん資料 1 を配付して、学校生活管理指導表の配付も済んでいる状況。現在、保護者懇談中なので、問い合わせがあった家庭には今後の特例措置についてこうなるかもしれない、と直接お話している。マヨネーズについては、お話できていなかったもので、特例措置が出たことで、もう一度受診してもらうのは難しいと懸念している。今年度は保護者との面談において詳細を確認するということで対応可能か、迷うところである。

(事務局)

すでに医師に受診をされて学校生活管理指導表を提出済みの方には、本来は学校生活管理指導表が医師の診断のもと提出されることが望ましいことではあるが、遠方の病院へ通院されている方がいたり、学校生活管理指導表は費用がかかる場合もある。そのため、事務局としては、今年度すでに学校生活管理指導表を提出していただいている方に関しては、面談の中で保護者への十分な聞き取りにおいて対応するというのもやむを得ないと考えている。

(委員)

児童数が多いので、特例等色々な要素が出てくると大変な作業になるかなと感じている。除去食対応が始まったときにも特例対応は継続されるか。

(事務局)

除去食が食べられる児童は除去食を提供するが、除去食にさらに他のアレルゲンがある場合は、除去食が食べられない場合がある。

(委員長)

調理の現場からご意見を伺いたい。いかがか。

(委員)

調理場としては、情報どおりの食材を調理して提供することを徹底したい。

(委員)

学校によっては栄養士がいない場合があるので、同じように対応するためには、担任の先生等にも食物アレルギー対応を理解していただく必要があると感じている。

(委員)

間違えないように調理して提供したいと思う。

(委員長)

子ども支援課の委員は、保育園でアレルギー対応されているが、今後の学校給食アレルギー対応についてご意見があれば伺いたいと思う。

(委員)

安心・安全ということを考えれば、完全除去が一番安全だと思うが、保護者の要望があった上で特例ができたと思う。医師の診断で卵料理が食べられると、食べられるものが増えて保護者も児童もとても喜ばしいことだと思う。現場としては、調理室や教室で間違いないように提供することがすごく大切なので、対応できることとできないことを考えるのが難しいと思う。

(委員長)

保護者の立場からご意見を伺う。

(委員)

担任の先生や、同じクラス、グループの子ども達への説明がもう少し無いと、配膳間違いなどが起こるのではないかな。友達が遊びに来た時のお菓子の提供など、無知な場合は怖いこともあるので、食物アレルギーが無い子どもさんの保護者の中でも話題になるような場や、資料があると良いと思う。

(委員長)

医師の立場からご意見を伺う。

(委員)

平成 27 年に文科省の指針が出され、食物アレルギー対応について、二者択一ということが明言された。その解釈が、各自治体でバラバラである。実際、他市に聞いてみると、対応が明確になっていないところもある。本市では学校生活管理指導表のもと対応すること、量の調節はしないということでは、二者択一が徹底される。少し基準を細分化して、給食を食べられる児童を増やす対応となった。

実際に、当初の対応では、給食をほとんど食べられない状況も出てくる。今回は、よく思慮されて、新しい基準を設けることで、良い状況になったと考えている。

牛乳については、様々な知見がある中、専門の先生と議論し、間違いが一番少ない基準を 200ml とした。パンについては、乳たんぱく量を考慮して、学校給食でパンを食べられる基準を設けた。多段階対応にならないギリギリのラインが今回の基準ではないかと思う。学校生活管理指導表については、具体的な記載例があることで、医師も明記しやすく、保護者にもわかりやすくなるのではないかと。今回の内容を医師会に周知し、この記載例のとおり記載されるようにしていく必要がある。二者択一というルールの中では、これがベストなのではないかと思う。

(委員長)

それぞれの立場からご意見をいただいたが、事務局としていかがか。

(事務局)

今年度について、資料 1 の配付後に、こうして方針を一部修正しようとしていることにより、学校に混乱をきたすことになったことを事務局としてお詫び申し上げる。

今現在は資料 1 を保護者に配布しているところであるが、原則はこの対応となるが、資料 2-1 を再度配付し理解を求めたいと考えている。冒頭には、原則では完全除去対応とするが、専門医から最新のアドバイスをいただき、卵と乳について特例を設けることと、その内容が明記されている。これをもとに学校生活管理指導表を提出していただくことになる。

資料 2-2 については、学校生活管理指導表のその他の記載事項の部分に、記載例を参考に、具体的に記載していただきたいと考えている。保護者がこちらを主治医のもとへ持参し、記載例を見て記載していただくことを想定している。

来年度以降については、最初からこのように記載していただき、今年度すでに学校生活管理指導表を学校へ提出していただいている方については、再度の受診と学校生活管理指導表の再提出を依頼していただきたいが、保護者に納得していただけない場合は、面談の中で、十分に聞き取りをし、その内容を記録して対応していただくことを想定している。

中村委員からも、説明していただいたが、委員には県内外の様々な知見を集約していただき、より具体的に安全でより多くの方に給食を提供できる基準を検討していただいた。その結果が今回の基準である。事務局としては、検討委員会の内容を踏まえて、早急に決定し、早い段階で学校にお知らせしたいと考えている。

(委員長)

各委員にはそれぞれの立場で役割を果たして、安全な対応をすることが大切なので、代表として各部会で展開していただくようお願いしたい。

(事務局)

新しい基準については、本委員会で異論は無いとお見受けしたので、学校や保護者へ周知していきたいと思う。今後、こういったアレルギー対応について皆様のご意見をいただくことがあればお集まりいただき検討していきたいと考えている。

以上